

## 法令上の制限④

### 農地法

#### ○ × 式確認問題

#### 【解答・解説】

- 1 農地法第3条第1項又は第5条第1項の許可が必要な農地の売買について、これらの許可を受けずに売買契約を締結しても、当該契約は有効であるが、罰則の適用がある。  
3条・5条は無許可の契約は無効である
- 2 都道府県知事等は、農地法第4条第1項又第5条第1項の許可を要する転用について、当該許可を受けずに転用を行った者に対して、原状回復を命ずることができない。  
無許可の転用は、原状回復命令を受けることがある
- 3 現況が農地であっても、土地登記簿上の地目が宅地あれば、農地法上の農地とはならぬ。  
農地法上の農地とは、地目に關係なく、現況が農地であれば農地である
- 4 競売により農地の買受人となった者が、耕作目的で当該農地を取得する場合は、農地法第3条第1項の許可は受けなくてもよい。  
使用目的が耕作であれば、3条許可は受けなければならない
- 5 農業者が、自らの養畜の事業のための畜舎を建設する目的で、市街化調整区域内にある150m<sup>2</sup>の農地を購入する場合は、第5条第1項の許可を受ける必要はない。  
5条の許可は必要である。4条許可は2アール未満が不要となるが、5条と混同しないように
- 6 A県が県立の野球場を建設するため市街化調整区域内にあるB所有の畝5ヘクタールを購入する場合、農地法第5条第1項の都道府県知事等の許可は不要である。  
一定のもの以外であれば、国・都道府県であっても許可は必要
- 7 農家がその居住用の住宅を建設するための自己所有の農地を転用する場合であれば、農地法第4条第1項の許可を受ける必要はない。  
農家の居住用住宅の建設目的であっても、農地法4条の許可は必要

市街化区域内にある農地法の所有権を耕作目的で取得する場合、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより、農地法第3条第1項の許可を受けなくてもよい。  
農地法3条許可は、市街化区域内の届出に係る特例措置はなく、許可を受けなければならぬ

農家が自己所有の採草放牧地を、その居住用住宅の建設の用に供しようとする場合は、農地法第4条第1項の許可を受ける必要がある。  
農地法4条は、農地のみの規定であり、採草放牧地については規定がないので許可は不要である

市街化区域内の農地を駐車場にするため取得する場合、農地法第5条第1項の許可を受けるなければならない。  
第5条許可においては、市街化区域内農地の転用は、農業委員会へ届け出れば許可は不要とされている